

やまばと学園の訪問支援員が所属機関を訪問して 支援する制度です。子どもさんの発達を応援します！

【対象となる子ども】

- ・池田市在住
- ・保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校・支援学校(小学部)などに通う小学生までの児童

集団になじみにくい・落ち着きがない・
行動上の問題がある・コミュニケーション
がとりにくい・感覚の過敏さがある・不器
用など



【利用の仕方】

- ① 利用申込書の提出
(申し込みにあたっては、所属先と十分に
相談をしてください)
- ② 受給者証の申請
- ③ 重要事項の説明と初回面談
- ④ 個別支援計画に関する面談
- ⑤ 支援員による所属機関の訪問(行動観察
と話し合い)
- ⑥ 結果のフィードバック

【訪問支援員】

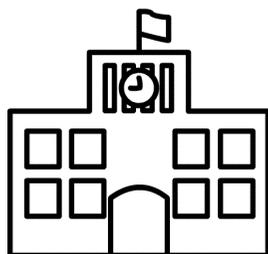
訪問内容により、支援員が決まります

作業療法士（OT）

言語聴覚士（ST）

心理相談員





令和 6 年度
保育所等
訪問支援事業
のご案内

<受給者証の申請>

池田市役所 4 階発達支援課にて
受付。保育所等訪問支援事業のた
めの受給者証を申請してくださ
い。

<利用料>

厚生労働省が定める利用負担額
を徴収します。

<お問い合わせ先>

児童発達支援センター
池田市立やまばと学園

〒563-0022

池田市旭丘 1-1-10

072-762-3218

(平日の 9 時~17 時)

*まずは電話にてご連絡ください



児童発達支援センター
池田市立やまばと学園